

令和 5 年度

健全化判断比率等審査意見書

丹波篠山市監査委員

丹篠監報第 38 号
令和 6 年 9 月 2 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明 様

丹波篠山市監査委員 酒 井 加 世 子

丹波篠山市監査委員 渡 辺 拓 道

令和 5 年度 健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、別紙のとおりその意見書を提出します。

令和5年度 健全化判断比率 審査意見書

第1 審査の対象

- 健全化判断比率
- ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率

第2 審査の期間

令和6年7月8日から8月27日まで

第3 審査の概要

この審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、審査の概要及び意見は次のとおりである。

1 審査の概要

(1) 令和5年度決算における健全化判断比率

令和5年度決算における、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の状況は次のとおりである。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)では、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画の策定が義務づけられる。また、いずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画の策定が義務づけられ、国の関与のもとで財政の再生を図ることとなる。

◇健全化判断比率(令和5年度)

(単位：%)

	令和5年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
実質赤字比率	—	12.87	20.00	
連結実質赤字比率	—	17.87	30.00	
実質公債費比率	15.4	25.0	35.0	3ヶ年平均値 (令和3年度～令和5年度)
将来負担比率	76.1	350.0		

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示。

(2) 健全化判断比率(4指標)の状況

① 実質赤字比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和5年度	—	12.87	20.00
令和4年度	—	12.87	20.00
比較	—	0.00	0.00

実質赤字比率は、「一般会計等」を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。この指標については、赤字額がない場合は「—」で表示される。

当年度の実質赤字比率は、△1.84%(1.84%の黒字、R4：2.28%の黒字)で、赤字額がないため「—」で表示されている。また、令和2年度以降、対象になる会計は一般会計のみとなっている。

なお、この指標の早期健全化基準は標準財政規模(13,897,288千円)をもとに算出され、本市の場合12.87%である。

② 連結実質赤字比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和5年度	—	17.87	30.00
令和4年度	—	17.87	30.00
比較	—	0.00	0.00

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。この指標については、赤字額がない場合は「—」で表示される。

当年度の連結実質赤字比率は△16.06%（16.06%の黒字、R4:15.89%の黒字）で、赤字額がないため「—」で表示されている。

なお、この指標の早期健全化基準は標準財政規模をもとに算出され、本市の場合17.87%である。

③ 実質公債費比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和5年度	15.4	25.0	35.0
令和4年度	15.3	25.0	35.0
比較	0.1	0.0	0.0

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、3ヶ年の平均値を用いる。この指標は、本審査の対象指標であるが、一方で、地方債協議制移行に伴い平成18年度に創設された指標でもあり、当該比率が18.0%以上となる地方公共団体については、起債にあたり許可が必要となる。

当該年度の実質公債費比率は15.4%で前年度より0.1ポイント悪化しているが、許可基準の18.0%と早期健全化基準の25.0%のどちらも下回っている。

なお、単年度の実質公債費比率は次表のとおりである。

◇単年度実質公債費比率の推移

(単位：%)

令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
14.75753	16.09853	15.62420	14.29795

④ 将来負担比率

(単位：%)

	算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
令和5年度	76.1	350.0	—
令和4年度	92.0	350.0	—
比較	△15.9	0.0	—

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な債務の標準財政規模に対する比率であり、この「一般会計等が将来負担すべき実質的な債務」とは、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額などの将来負担額から、充当可能な基金や地方債現在高等に係る交付税算入見込額等を控除したものをいう。

また、財政健全化比率のうち他の3指標は一定期間内の収支勘定を見る、いわゆるフロー指標であるのに対し、将来負担比率は、ある時点の資産の量を測る、いわゆるストック指標を意味するものである。

当該年度の将来負担比率は76.1%で前年度に比べ15.9ポイント改善しており、早期健全化基準の350.0%未満となっている。

2 審査意見

令和5年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率が「—」であることは、一般会計をはじめ、特別会計、公営企業会計を総合的に見た場合、単年度の収支が黒字であることを示しており、特筆すべき事項はない。

実質公債費比率については15.4%で、前年度に比べ0.1ポイント悪化している。これは算定のもととなる単年度の実質公債費比率が令和2年度の14.3%から令和5年度は14.8%になったためである。なお、単年度の比率では、令和3年度と令和4年度は悪化していたが、令和5年度は改善に転じ、また、公債費の減少が見込まれることから、指数についても今後改善が見込まれる。

将来負担比率については76.1%で、前年度に比べ15.9ポイント改善している。これは、公営企業債等繰入見込額及び一般会計の市債残高が減少したためである。

以上のことから、健全化判断比率の4指標はいずれも早期健全化基準以下となっており、前年度からの財政状態を維持していると言える。また、このことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査意見としては問題がないと認められる。

しかし、基準以下ではあるとしても、実質公債費比率及び将来負担比率は比較的高い数値を示しており、兵庫県下の平均値より高く乖離している。

健全化判断比率の仕組みが出来てから多くの団体が大きく数値を下げ改善させているが、本市は緩やかな改善であり、あらためて、他団体との違いを認識しておく必要がある。

今後の標準財政規模の動向、あるいは、将来、公共施設や道路、橋りょう、上下水道といったインフラ資産などの更新や改修経費が増加することが想定されるなか、その経費の財源として、交付税算入率の高い有利な地方債を活用するとしても、地方債の元利償還金や残

高の水準に注意を要する。

また、将来負担比率に影響のある、充当可能な基金残高も確保しておく必要がある。

このため、これまでの財政健全化の取り組みを継続・強化して、行財政改革や計画的な公共施設の整備など、さらなる財政の健全化に向けて取り組まれない。

令和5年度 資金不足比率 審査意見書

第1 審査の対象

- 資金不足比率
- ① 水道事業会計
 - ② 下水道事業会計

第2 審査の期間

令和6年7月8日から8月27日まで

第3 審査の概要

この審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、審査の概要及び意見は次のとおりである。

1 審査の概要

(1) 令和5年度決算における資金不足比率

令和5年度決算における、公営企業会計毎の資金不足比率の状況は次のとおりである。

◇令和5年度資金不足比率（公営企業会計毎） （単位：％）

	令和5年度決算	経営健全化基準	備考
水道事業会計	－	20.0	法適用企業
下水道事業会計	－	20.0	法適用企業

（注）本市の「法適用企業」は、地方公営企業法の全部を適用している

(2) 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、この指標でいう資金の不足額は、連結実質赤字比率の算定に用いる資金の不足額と同額となっている。また、資金不足額がない場合、資金不足比率は「－」で表示される。

当年度の水道事業会計及び下水道事業会計では、資金剰余額が発生しており資金不足が生じていないため、資金不足比率は、いずれも「－」で表示されている。

なお、各会計の資金剰余額は次表のとおりである。

◇資金剰余額

（単位：千円）

	令和5年度	令和4年度	比較
水道事業会計	1,316,179	1,272,623	43,556
下水道事業会計	477,379	431,133	46,246

2 審査意見

水道事業会計及び下水道事業会計のいずれの会計も資金不足が生じておらず、資金不足比率審査における比率はいずれも経営健全化基準を下回っているため「－」で表示されている。

これら両会計は市民生活を支える重要なサービスを提供していることから、引き続き、将来を見据えた資金の確保に努めつつ、健全な企業経営に向けて取り組まれない。